



ケ 5
68
17







甲陽軍鑑全集

卷之十

軍法之卷

- 一 軍法序一個条之奉
- 二 善法度乃元又つれり付み条の理
- 三 信玄款よりいしけ方士大ねと被指し向
- 四 甲十歳前後より翁九板公おるころ
- 五 小將士も柄の批判六ヶ条なり
- 六 信玄公の出陣前三个条なり
- 七 三个条合戦備定なり
- 八 大将三つ乃さいしむ付に務まり武志なり
- 九 此大ねより下士大将是時大ねを習ひしむ



不<sup>ま</sup>取<sup>り</sup>て<sup>お</sup>付<sup>け</sup>る

十 備<sup>そな</sup>へ<sup>る</sup>る

十一 押<sup>お</sup>す<sup>べ</sup>報<sup>は</sup>れ<sup>る</sup>

十二 士<sup>し</sup>大<sup>だい</sup>は<sup>は</sup>足<sup>あ</sup>将<sup>じやう</sup>を<sup>を</sup>知<sup>し</sup>調<sup>てう</sup>乃<sup>の</sup>さ<sup>さ</sup>り<sup>し</sup>る<sup>る</sup>い<sup>い</sup>三<sup>さん</sup>う<sup>う</sup>れ<sup>る</sup>

十三 陳<sup>ちん</sup>九<sup>く</sup>乃<sup>の</sup>

十四 我<sup>が</sup>場<sup>ばう</sup>に<sup>に</sup>備<sup>そな</sup>え<sup>る</sup>月<sup>げつ</sup>紙<sup>し</sup>乃<sup>の</sup>

十五 款<sup>くわん</sup>紙<sup>し</sup>引<sup>ひ</sup>く<sup>く</sup>合<sup>が</sup>戦<sup>せん</sup>れ<sup>る</sup>

十六 伯<sup>はく</sup>人<sup>にん</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>

十七 足<sup>あ</sup>将<sup>じやう</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>

十八 乃<sup>の</sup>い<sup>い</sup>と<sup>と</sup>紫<sup>むら</sup>乃<sup>の</sup>

十九 汝<sup>に</sup>世<sup>せ</sup>め<sup>め</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

サ 味<sup>あじ</sup>方<sup>かた</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

シ 人<sup>ひと</sup>較<sup>くら</sup>多<sup>た</sup>場<sup>ばう</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

ス 味<sup>あじ</sup>方<sup>かた</sup>較<sup>くら</sup>軍<sup>ぐん</sup>を<sup>を</sup>別<sup>わか</sup>れ<sup>る</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

セ 福<sup>ふく</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

ソ 帯<sup>おび</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

タ 又<sup>また</sup>城<sup>じやう</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

チ 共<sup>とも</sup>信<sup>しん</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

ツ 小<sup>せう</sup>勇<sup>ゆう</sup>者<sup>しや</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

テ 乃<sup>の</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

ト 共<sup>とも</sup>信<sup>しん</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>

タ 又<sup>また</sup>信<sup>しん</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>乃<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>



廿九 同内家を軍法を大凡八人少多と七人なり

三十 信玄公御旗は

卅一 同代軍人の中より武勇を推し

人の事

卅二 右に示されし付一系殿内家と御旗を

是種に宣はれり

卅三 信玄公御眼之人此事月多田新倉令と

と云ふはる月朝は奈張河月墨部

次郎忠忠の月板垣油丸の月藤原

助四郎事

卅四 勘定奉行之人形後各別の事

卅五 信虎公御代乃付甘決地

卅六 又款之事

卅七 於陳不割札乃

卅八 難人陳之頗の何業乃

卅九 對陣之時りやる人との對れり

四十 陳之時りやる人との對れり

人の事

卅一 信玄公御旗は

卅二 信玄公軍法家を口人呼ばれり

して大將と稱し











ごと指し能軍法とて... 能軍法と云けえと  
ある大柄れ... 能軍法と云けえと  
ある大柄れ... 能軍法と云けえと

二 昔法度れりとも... 昔法度れりとも

一 大柄乃人... 大柄乃人... 大柄乃人

甲後俊成... 甲後俊成... 甲後俊成

一 武吉... 武吉... 武吉

柄と... 柄と... 柄と

一 右乃兵... 右乃兵... 右乃兵

とく... とく... とく

一 大将... 大将... 大将

一 大柄乃... 大柄乃... 大柄乃

と云人... と云人... と云人

右みヶ条... 右みヶ条... 右みヶ条

一 才... 才... 才

と... と... と

と云... と云... と云

と云... と云... と云

と云... と云... と云

と云... と云... と云

と云... と云... と云

と云... と云... と云



より申してわづらひ申すも、  
あれが人をも入らぬ、  
要なり。

一才二母儀を云人の柄太たはしと、  
と穿撃と、  
家申れなま、  
此の事、  
け穿撃と、  
よく、  
法なと、  
くして、

一才三武士の柄の義を仕る功あり

よりの大政乃、  
撃り、  
此と、  
知右、  
述て、  
は合、  
と、  
よ、  
事、



一才也又大乃意也と云ハ様一者初と云ハ何事  
 小理也吾意と云ハ一候括具負と云ハ下ノ思意  
 乃理まぬ極也せんさくならさゆまハ極乃事  
 なるさも也

一才也又大乃意也と云ハ様人れんハ何事  
 多めなり又穀といハばらるる事と云ハ実乃事  
 一よりよハ侍と云ハ天乃成祈と云ハけ進む法也  
 事と云ハ切乃法也と信云云誓詞と云ハそ  
 上より天乃と云ハ少れハ事と云ハ不用事也  
 ぬヶ条乃理也

三 信云云款也といハ方丈大物と被指也

一右乃魏吾意ハ此法也白乃と云ハ貴爵也  
 一よりこれあり天地の事と云ハ法也と云ハそ  
 さいと云ハ成也味方と云ハ款也と云ハそ  
 此乃と云ハ一子細也用東乃款と云ハ戦  
 一よりして入衆と云ハ是極上と云ハ款也  
 竹首の理又云小山田孫と云ハ一と云ハ越  
 後の権信と云ハ坂野と云ハ小幡山城入道と云ハ  
 垂加と云ハ武士家康と云ハ一と云ハそ  
 毛なりと云ハ小軍と云ハ能と云ハ山様と云ハ  
 一と云ハ波草の理と云ハ一と云ハ申  
 乃極乃事と云ハ一と云ハ是月申旬と云ハ



東美濃へ丸鹿野村乃城は近き所なり平野の典厩宛  
 山之人を監固として世の始の時信長五万にりて人  
 殺す大おんは出る場美濃者八百乃酒とて  
 引とんて高城とて酒とて引とんて思村とて  
 か城と信玄も一丸始おち十日にりて東美濃らん  
 の大もまぐ信玄も酒とて引とんて信長次も  
 命も始おち月を列味方が東とて酒とて家康へ  
 加勢に信長も林作久平も酒とて酒とて酒とて  
 信長將たて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 信長將たて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 引とんとて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて

信玄云をを酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 て酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 秋山乃信玄も酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 付是とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 業とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 わとて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 ても酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 ても酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて  
 作付とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて酒とて

四十歳若後ら業丸始酒とて酒とて酒とて酒とて











一 城はちりまじらるに一とんよ家こむの是し  
とんれと因さるん地城の大飛宮方より子  
物さしは一とれはげれめとめさんてとば  
とほゆまことすべし也

一 ともまはせ一あれ一と中て一れわつそいさ  
むせめ被つる城と能んく善徳の丈夫ある  
下流あふると二ふ定じ。本樂園なるありとや  
く年さ進さる女玉とあふると成能と定るの  
これハ不器園なるありと、款能志おけくとも也  
親又法と考をまじやくと時治へさうりて乃くも  
がす一也と時ハ難人ト行り何ハ抽でさる也

士なりを治へさうぬ物也款二りけ進ばりそま  
とば城城界のいさる始うとさうとれさる  
同さなり抽考てま小口城せんも柄と虎は中ま  
進子と一とを揚子と二とをゆきくうのいさばと三  
番也

一 右乃批判中身れ独者より先受の如きなり  
一 武色れせんさく大身と中身と同さる乃も柄と  
中身の人と一とらぬ中身と一とらぬ大身は  
さう中身の思後し。善徳のいさるたれぬり也  
百事乃批判私るにみ付て進目と武進うせり侍  
かろくそびとまどうり形義うと法かす也











一 本ひさるしこかひなく教多し

一 款地さき山子れ

十 備乃事

一 けり引れ仕極め

一 城奏かみ候極め

一 備乃しり一列又臨也

一 組事 以傳

一 じりあひり 以傳

一 山印幼分系系流前目丸指り

一 法度入不入事

一 款和軍自出地必ふての替分別

十一 押去鞍乃事 九字候教と他必ふん

毛阿邊 信玄流ハ此

一 押と備りあひり又他法より二ツは序二ツは

一 破三ツは急 以傳是是と人共候時乃

一 十二位大将足將大將洞乃さいふ二ツは

一 一ツは上より款味方れ批判よきれ

一 其のいひ也

一 二ツは見切なり右二ツ乃さいふの如し

一 十三陣取乃事

一 方向是ハ款必深備阿和合戦より出の陣

一 其のいひ軍法必大なり 以傳云云







小舟の結ぶるしるし

其のゆたたるいれ事

接ぎのあて鶴

あまのふ小横ひらうらうらうの起しとくさ

山へかりての地

控軍の軍もえて我。但ふまのうらうら

一も別ふあふ一も 口傳も

十七足控立るる

夫一と二合記とば事其 口傳多一

ふしを福サふひとくを打ち。大それたふあれなり

口傳も

引のくやさ持たなり。この一と心とくは口傳も

左 人 人 二 三 三 四 五 二 法の内も本よりくむ

右 八 八 一 二 三 四 五 六 七 八 九 口傳

控軍のいふに五五四三二

大わいよば

敵うは 一 敵うみるる 一 水う水

山うをゆ 一 森う林 一 日うあら

しらるる ぬれ難人のあふれ事と若ぬり

ゆてはらばなり。信玄公乃わいと軍東越後

美濃の海りくくの敵地をてぬらぬるふより



此他界このよに一五年ありけりを敵のやへむむかひにたて  
り能よに所ところにたてしむるを敵に謀まかしたる  
るをいふとて未代まゝにそを食くふ

十九城をせむる事

敵出かたる不出見み極たる事 口傳くちわる事

大將湯順見たうじゆんみ之事

竹をむ移うつりしむるを人換ひとかへて

ぢやう林ぢやうりん

城橋しろはしありけりを振ふるわり 口傳くちわ

不ふ小こらむるをいひけり河邊かたがはに穴あなほりけりけり  
けり 飛とばわりの細こらけりやうけ極たり

未まだそれ小この山やまをたてしむるを信しん言ごんる所  
解とけしれい棄すてぬ事也

一 望のぞむやく舞まるる大おほ河がわをばよと用もちる

一 廿に味み方かたらちなむる事

一 ある一ひとふらむる事 合あ極た口傳くちわる事

一 足あらむる事 是こゝに是こゝにむる事 口傳くちわる事

一 方かたらむる事

一 廿に人ひと較くら多おほ現げん事 是こゝに是こゝにむる事

一 大おほ軍ぐん小こ族ぞく中ちゆう軍ぐん大おほ族ぞく 口傳くちわる事

一 廿に味み方かたらむる事

一 わがこころをむる事 口傳くちわる事



一 喉<sup>えん</sup> 喉<sup>えん</sup> とく<sup>とく</sup> みる<sup>みる</sup> 是<sup>こゝ</sup> 何<sup>に</sup> 入<sup>り</sup> 入<sup>り</sup> 也<sup>也</sup> 但<sup>但</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 胸<sup>むね</sup> 有<sup>あ</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 合<sup>あ</sup> 合<sup>あ</sup> 合<sup>あ</sup> 合<sup>あ</sup> 合<sup>あ</sup> 合<sup>あ</sup>

一 伏<sup>ふ</sup> 伏<sup>ふ</sup> 伏<sup>ふ</sup> 伏<sup>ふ</sup> 伏<sup>ふ</sup> 伏<sup>ふ</sup>

一 三<sup>さん</sup> 初<sup>しゅ</sup> て<sup>て</sup> 初<sup>しゅ</sup> 初<sup>しゅ</sup> 初<sup>しゅ</sup> 初<sup>しゅ</sup> 初<sup>しゅ</sup>

一 見<sup>けん</sup> 物<sup>ぶつ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 極<sup>ごく</sup> 田<sup>でん</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 他<sup>た</sup> 他<sup>た</sup> 他<sup>た</sup> 他<sup>た</sup> 他<sup>た</sup> 他<sup>た</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>

一 其<sup>その</sup> 衣<sup>え</sup> 白<sup>しろ</sup> 口<sup>くち</sup> 信<sup>しん</sup>







但大納言教部次第八人の口付  
と毛味取とつ口付

一 二乃口廣之候之酒のまゝ

一 樽小由音板れる

一 いらぬいぢやくれ木乃事

一 歌小合乃仕寄乃りんあうぐ

一 八方七方六方五方四方 西面のり

一 矢倉へ小較節あり定八も除屋へと森口付

一 るぐ一那のころらるるあうり

一 忠茂もぐいせげとまのり城丸あんろくじ

一 奉ると候一とに口付あり

一 龍野寸町一少んろ城丸のりあん海と口付

一 河を城らん城丸は右取乃りらんせやうと口付

一 侍大納言の付を城丸は左取乃りらんせやうと口付

一 志三河守人山本助介信玄公の普代乃りんあ

一 一はらうりくちもあ家丸城丸をこの流り

一 助介小右衛門美濃守能成信玄公の流り

一 信玄公の流り城丸は右取乃りらんせやうと口付

一 うと城丸は左取乃りらんせやうと口付

一 せめれせらる河守人教とまのりせむらふ

一 乃らうさ河守乃繩をりはれと口付

一 不知く美濃守人お侍乃らるれと口付







いり一筋きれてすまは  
 何先を前も難きなり此内用公乃の公  
 包を垂の付三枝幼有申左衛門右衛門長共果多孫  
 内通尸らるる少をねり

一 陣元或他出とて陣場とていりあり原集人  
 作次身より成りあり

一 他出より出づる業は接接又々半札の元引を  
 治戸大炊助長は左衛門右衛門也右乃矢乃内後合  
 三湯美徳山線とて共果多飯野正内右佐理  
 原集人公包を垂の付小山田海とて七人也

一 陣元或他出とて陣場とていりあり原集人  
 作次身より成りあり

一 其のくとも二十ヶ国に於ける將ハ三十ヶ所をま  
 けぬ振とてしるる。乃ら矢とて秘事なりん  
 又款よりきりて、此の受とていりては對の  
 款外ハ乃矢れ元振とて清和とていり。大款ハ  
 武蔵をよくし、之を以て款の働とていり。  
 切く捕事大納の肝要とていり。亦るれいり  
 是も亦るやとていり。ゆりていり。是は法とて  
 乃ら矢とていり。つるは法也

一 七少所者云々付士大納是將大納内使有  
 者なり内務院なり武功なり

一 一番法二番法三番法ハ惣づり也。番めハ



一人もいふはよむ付して盡く款もか人教ふに  
 弱款もいふごとく一箇もく之番法と云ふ余亦也  
 之いんも何進信云云御家中より此の  
 右乃法もつて之。後下れり右。後より之。後  
 一 款味方物見よむて首二百の迫合も馬より  
 してたら別する右と信事一番法に之也  
 一 大物と付いふくは押崩して之。後より九千  
 小物もくも真加と感とこれ等也  
 一 後より上中下もりて後より車よむら  
 後より中なり。法炮もくは此のり下あり  
 一 此細い款の患感もくは後より一。後より合せ

一 御もくも右も付くは可也  
 一 押崩してより後乃いふ右といふは過首なるは  
 一 之れもくもくは疎と是も也。信云云十九なる  
 一 大合我或の家をいふなるはわいよ。過首も  
 一 六もくもくは首騎の中より之騎と云ふは御も  
 一 是信大物のもくもくは自身れもくもくはけ  
 一 かり腕折乃積負と分別して是信とわつひ  
 一 軍代先達とて味方れ積利と信もくもくは  
 一 且法よもくもくは款わもくもくはななり  
 一 信大將も同公被官の吾我貴とわらわめて  
 一 大將乃らぬもくもくはきとわら合我もくもくは勝とみ



りし揚子江にして味方とつゝめ後軍と二軍と  
 中に考わづる言もなほは極まらざるなり  
 又云わづむ二度之敵と遊く計にて後敵を能  
 武志はつばもいふをそも可然地少あり  
 故にわづる人大おみなり。自身此働一切  
 してはつばあつらふを公お来らんとするけ  
 うなり

一 ありて流ハ使ハ先ハありてなれるも  
 して初とてきて是持人おしむる式ハ  
 ありともいふこと也

一 武志守の難なり一切自身なりとて此大と

一 なるびりなり付たり 難なる事なりともてあ

一 なりなり

一 流なりをくつての故なりとて是也

一 中付信玄軍陣乃後志よたけえさる人ハ

一 ありまらざるなり

一 廿八 信玄二十六歳よりみずら歳まであるなり

一 軍法工事仕と信玄

一 兼原常隆も 是の善代也 相見乃小難相見

一 のおらんうこれぞう

一 新加賀も 同 方向乃流丸

一 原美濃も 是持つるなり二乃をいふなり







人として。是も此工まるりけかも後云云此工まお  
何れれた。みち家も家のみ別とあるよ。さる  
此を魚木か。くく。此。はす。此。く。く。此。  
元。位。云。云。此。家。を。軍。法。す。ま。く。此。人。

小所小七人乃

蘇原常陸守 信虎云此細川の河ら矢乃指  
敵。位。云。云。此。細。雅。の。河。ら。矢。乃。指。  
上。ら。れ。ん。信。云。云。十二三の所。河。ら。七。十。餘。一。を。死。  
去。り。り

板垣 強河守 信形

新柳 徳前守 蘇原常陸守ととくぬ剛乃

武者として信列 戸石合戦に討死也  
飯富 兵部 少輔

原如 賀守 甲列をく島れ人なり侍とん  
志。い。何。し。く。も。ら。矢。乃。矢。乃。一。や。う。此。物。を。指。し。  
と。子。是。小。所。く。く。一。を。く。河。ら。く。く。集。人。佑。  
弟。く。く。切。去。り

徳角 孝後守 川中嶋の陣に討死也

日向 大和守 一小文山丹後守 是八人也

小所

横田 徳中守 一多田漢治守 一原兵衛守  
小幡 山内守 一山内幼介 一末念丹後守



加茂源河守 是七人也

三十一信玄公御孫

赤地ノ八幡大菩薩乃孫二也

赤地ノ將軍地蔵大菩薩乃孫二也

武田二十七代迄ノ御孫一也

其疾如風

其靜如林

侵掠如虎

不動如山

是地ノ今成リテハツ乃信ト申ルル孫々

守方ニレタ小川上六本ナリ川中流合戦ノ

孫ト云々河又味方ガ原トク家康信也ト孫

ト云レテ東ノ河向ノ時件乃在流ル孫

一天上天下 唯我獨尊

以在流ト入ク。天正元年爾此三月リクセ

初ノ是日定月十二月日御他家ナリ

此六本此孫ナリ一人也孫ナリ一人ト云々

且ク二人也。古六本乃此孫の内ノ孫子の孫

所屬ナリト信

一 同御代守人此中ニテ武道揚進ト云々

人五人ハ年増次才小書也

横田備中守一代の内ノ孫廿一ヶ所ナリ

彦代是也。孫乃孫是種百以時ノ刻ハ入

年利備中守乃孫是也。信虎公の御代ナリ信玄云



























一人能取小人の中なるる。合歩志と三十洋なり。格  
よりある。このうち現物付しるなり。

一 金部志と兼合我の河に女成る。先を兼の  
付元の後付たれ。このい同の被宿の内是れを  
取てん。一 帯 監物 一 一 更た大更 いま切てん

一 更た大更 いま切てん 一 兼金 あつてみん  
一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん

一 一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん  
一 一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん

一 一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん  
一 一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん

一 一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん  
一 一 更た大更 いま切てん 一 一 更た大更 いま切てん



















一久野角之助 一真津目守 一也吉川左近

一決田左門 一獨井兵庫 一天野角左衛門

一船匠宗市兵衛 一美知くみり

若くはにせぐもの 一石原又兵衛

一矢の海と助 一古沢平兵衛 一藤原源内

一物法宗又兵衛 一島津友六 一美知くみり

一豊が治るまはつ毛七今川家とて首の太刀打れども。

氏美治代女中身よりする。諸河内館と能持ん

ふせ大野がとて行玄公令成りしを死ん

人殺と能らまける。さうこなりぬらん。此の也。

以下とて武人せぐもの也 一豊の治るまはつ

一松野徳助 一村和左衛門 一久徳信海

一石川桂介 一石月左衛門 一神原共兵衛

一島井共兵衛 一勝山小助 一船匠宗金兵衛

一久保八右衛門 一中江甚右衛門 一美知源守助

一柳八郎左衛門 一此湯敷と者とて能らる。此の

浄陀文十八まぐ。お板垣孫次郎とていふる也。

切。長延ちとて。一向坊に能也。

一松野源次郎 一能後強行の秘して多むち松を

一美知くみりとて。美知くみり。美知くみり。月付持目とて

て。西成のあり。但信形も。長治を。美知くみり。美知くみり。

く。美知くみり。美知くみり。美知くみり。美知くみり。











之後信玄公の御時を梶原大膳司又他と  
ト宰人親子訓いしを年ハ佐友一甫歎とト宰  
人來る訓ゆるるり今も信玄公御時  
上御にござる申小横田十郎兵衛永禄六年上  
列和田城にて鉄炮中人歎返敵之又小糸氏  
康氏政父子小のまされて松山北水乃子と九  
事日向友九郎が鉄炮中人をまむい西人乃鉄  
炮とて月小くそい也

廿六又歎

一強歎 一大歎 一小歎 一弱歎 一若歎  
第一は強歎と云ふ歎は健と云ふ人乃目的上

少く我よと云ふぬ家計はたぬのいふは清く  
と云ふなりと云ふまじりらふま思案は分別は  
まじり合合戦城せめ度く小勝利と云ふ  
大勝は強歎と云ふ右と云ふは強歎と云ふ  
小勝は西人あり小勝は一郡中おとると云ふ  
と云ふ。一玉の上乃大勝は西人ありと云ふ  
らなれと云ふ大勝と云ふは件乃大勝は破歎  
歎乃二あり破歎と云ふやづくと云ふ強歎と云ふ  
歎それと云ふありと云ふあるは宰人よは  
お乃より所行政一切は仕形乃中よは穿鑿  
批判の極みはよく云ふて我よと云ふと云ふ



のなりしむる事

一 才二小大敵とらふに十ヶ玉も持大將の  
 也大敵も二ヶ玉一ヶ玉ハ弱敵二ヶ玉ハ若敵も  
 敵とら未練すく我持来る玉を以て  
 名久と名知武名を以てけりるをよそよそ  
 まくともぬものあり但大軍中より計  
 てもり矢れ切志お方れ家中より計  
 云より。あつておほいものこもり  
 代ともぬむつぎまよ一代り矢れ  
 とおやゆへにたりぬ乃ち柄れ後  
 お代のち矢れ乃ちりてま玉と被  
 たりるもの也大將も  
 うき。相あ敵と六年ハつづ  
 けよくとあつて一度も  
 さあつて人足り敵と云  
 けりハより敵也年高  
 せりれごる人足りく  
 あつてまよもまよも  
 たりあるもよく他法  
 我へさ形しむる事

一 才三小敵乃強さハ能  
 して大軍と我んと  
 たりるもの也大將も  
 うき。相あ敵と六年ハつづ  
 けよくとあつて一度も  
 さあつて人足り敵と云  
 けりハより敵也年高  
 せりれごる人足りく  
 あつてまよもまよも  
 たりあるもよく他法  
 我へさ形しむる事







讀文下文是也新氣とるや  
言都てこう二人酒を用之るや

右之れは武志なりしやりのたつたにたつたなり。如故  
後河もなまて是とてつる。後河も死まれば後大  
討乃氣も皆皆人知是神人知はれれば後河も  
よし是とては後河も死まれば後河も死まれば  
武志とてつるは武志なりしやりのたつたにたつたなり  
助之り人なり。後河も死まれば後河も死まれば  
ては人知と討てはなまてつるは武志なりしやりのたつたにたつたなり  
とつるは武志なりしやりのたつたにたつたなり。如故  
なりしやりのたつたにたつたなり。如故

是よりすゑの坂彈正和より儀也

艾 雜人傳し七代乃時

一 虫と曹洞家の首費多あり一盃中ふと一盃

よせんトの事はつる。よせんトの事はつる。よせんトの事

一 ねうりあかめ一丈五燒よとてあつて是とれ

口傳

一 熱氣よと指を奪れ木よ一束よたのせんト指

口傳

一 廿九 射陣之町やる人一射げ、三射を

一 武志は傳へてても。後河も死まれば後河も死まれば

一 武志は傳へてても。後河も死まれば後河も死まれば



是一對二人

一 大將大御乃より武士とてそのこゝろむしむ人

一 大將大御は武士は口よりわらうらむべし人  
を養ひては不知なり

是一對二人

一 公儀之法度をむく人

一 法を軍法と事と少もあぬ人

是一對二人 都合六人

一 才一は功をくむ将乃は是人の分別遠近の  
後途負ふなりとくもかじむ物なれどあつと  
軍母将乃はさくもなり

一 才二は下も功志のゆを候ふもあつとあつと

一 才三は小なる大御のよき武士はなむし人の戦

一 才四はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才五はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才六はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才七はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才八はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才九はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才十はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才十一はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは

一 才十二はなまゐるにあつと武士とて秘を候ふは



















Handwritten marks or characters on the left page.

Main body of handwritten text on the right page, enclosed in a rectangular border.

Handwritten marks or characters on the right page.



